

# 業 務 委 託 仕 様 書

- 1 業務名 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市開催競技警備業務委託
- 2 履行期間 契約締結後 5 日以内 から 令和 7 年 1 0 月 3 1 日 (金)
- 3 履行場所 甲賀市水口町北内貴外 4 地内

## 4 業務目的

甲賀市内で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ甲賀市開催競技（ゴルフ競技、軟式野球競技、高等学校野球（軟式）競技、サッカー競技）における競技会場と臨時駐車場及び周辺道路の交通誘導警備及び施設警備業務を実施し、大会の安全で円滑な運営を目的とする。

## 5 業務場所・時間・配置人数

### (1) 業務場所等の詳細について

「警備員配置計画表(別表)」及び「警備員配置計画図(別図)」に記載のとおり。

### (2) 予備日について

令和 7 年 1 0 月 1 日 (水) は、高等学校野球（軟式）競技の予備日としており、予備日対応を前提とした人員確保・積算を行うこと。また、中止については、競技日の 7 時に判断を行いわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）より受注者に通知するものとする。

## 6 業務内容

発注者及び競技会場に設置する実施本部等と連絡調整を行い、次の業務を遂行する。

### (1) 警備統括業務

- ア 従事者（以下「警備員」という。）の統括及び業務状況（出勤・退勤、休憩、交替等）の管理
- イ 不測の事態や事故発生時における警備員への的確な指示
- ウ 業務日報の作成

### (2) 交通誘導警備及び会場施設警備業務

#### ○交通誘導警備

- ア 業務場所における警備及び車両（バス含）、歩行者の整理・誘導案内
- イ 横断歩道での歩行者の安全確保
- ウ 業務場所における大会関係車両の識別及び誘導案内（駐車許可証等の確認）
- エ 一般観覧者車両の指定駐車場への誘導案内
- オ 満車時の措置及び空き駐車場への誘導案内
- カ 立入制限区域における通行規制
- キ 事故発生時における観覧者等の避難誘導及び市実行委員会への報告・協力
- ク 車両の迷惑駐車又は迷惑停車の防止・排除
- ケ バス・タクシー等の乗降場所の安全確保

## ○会場施設警備業務

- ア 仮設物、備品、会場装飾物等の火災・盗難・損壊等の防止
- イ 立入制限区域における入退場者規制（ADカードの確認等）
- ウ 事故発生時における観覧者等の避難誘導及び市実行委員会への報告・協力
- エ 会場内の迷惑行為等の防止・排除
- オ バス・タクシー等の乗降場所の安全確保

### (3) 夜間警備業務

- ア 仮設物、備品、会場装飾物等の火災・盗難・損壊等の防止
- イ 施設保安のための定期巡回監視
- ウ 不審者及び不審物への警戒
- エ 不法侵入者の防止対策及び排除
- オ 違法駐停車、迷惑駐車の防止・排除
- カ 事故発生時における関係機関への通報
- キ その他業務目的のために、発注者が指示する事項

### (4) 供給備品等について

業務期間中は市実行委員会より、次にあげるものを供給する。

- ・日中警備時は各配置場所に椅子
- ・夜間警備時は駐在用テント及び椅子（大会テントを流用）
- ・警備員等の移動車両の当日駐車位置については、発注者より指定を行う。

### (5) 休憩時間及び交代等について

労働基準法を遵守し、必要に応じ休憩時間を設けること。また、休憩については配置人数の中で適宜交代を行い対応すること。なお、「警備員配置計画図(別図)」に記載の常駐場所の警備員が、欠員にならないように留意し配置を行うこと。

## 7 警備員の資格等

- (1) 競技会場ごとに統括責任者を選任すること。
- (2) 警備員は、身なりや言動に注意し、おもてなしの心を持って大会関係者及び一般観覧者等に丁寧な対応を心掛けること。
- (3) 警備業法その他の関係法令に定められた教育訓練を受け、配置計画に適した警備員を配置すること。
- (4) 警備員は、定められた制服や名札を着用し、大会に従事する警備員として品位を保つこと。
- (5) 無線機・誘導棒等業務に必要な物品は受注者で用意する。また、警備員は、密に相互連絡を取れる体制を整えること。
- (6) 警備員の休息・交代等による人事管理及び食事等の手配については、受注者で実施すること。

## 8 提出書類

受注者は、法律により定められた書類のほか、次の書類等を発注者に提出しなければならない。

各書類等の提出期限については、別途発注者が指定する日とする。なお、様式においては、市実行委員会の指定ないものについては任意とする。

(1) 契約締結前に提出するもの

警備契約内容書（法第19条第1項による書面）

(2) 契約締結後に提出するもの

ア 警備契約報告書（法第19条第2項による書面）

イ 契約金額内訳明細書

ウ 業務工程表

エ 警備計画書（指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図）

オ 現場代理人等届出書

カ 着手届

キ 配置する警備員の名簿

ク 加入している賠償責任保険、労働災害保険の保険証券の写し

ケ 組織及び緊急時体制図

(3) 業務完了後に提出するもの

ア 警備業務日誌（受託者が通常業務で使用している様式可）

イ 業務完了報告書

ウ 事故発生報告書（事故等が発生した場合のみ。処理後、速やかに提出する）

エ そのほか市実行委員会が指示する書類

## 9 留意事項

(1) 本業務は、市実行委員会及び実施本部と密接な協議に基づき遂行すること。

(2) 業務の範囲等

本仕様書は基本的事項について定めるものであり、仕様書等に明記されていない事項であっても業務遂行上必要な事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において誠実に履行すること。また、仕様書等の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と速やかに協議を行うこと。

(3) 関係法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、本仕様書及び関係法令等を遵守し、誠実、かつ円滑に業務を遂行すること。

(4) 保険

受注者は労働災害保険、賠償責任保険等の業務に必要な保険に加入すること。

(5) 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守すること。

(6) 臨機の措置

災害及び事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、発注者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の責任において、受注者の判断により臨機の措置を

とるとともに、直ちに発注者に報告すること。また、措置の内容について発注者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(7) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受注者の瑕疵による既設物、仮設物等の破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。

(8) 契約変更の取扱いについて

契約変更の対象になると思われる事項が生じた場合は、発注者と受注者とで協議を行う。

(9) その他

ア 競技日程の変更や不測の事態や行幸啓、お成りにより、警備員数及び業務場所、業務内容に変更が生ずる場合は、別途協議し、柔軟に対応すること。

イ 業務開始・終了時刻は予定時刻であり、競技時間の前倒しや延長等により変更する場合があるので、業務日毎の開始・終了時刻は、発注者の指示によるものとする。

10. 市実行委員会の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- ① 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ② 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- ③ 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

担当:わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局